

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令案新旧対象条文
 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第三 二・三・七・八―四塩化ジベンゾーパラジオキシシンの
 毒性への換算表（第三条関係）

別表第三 二・三・七・八―四塩化ジベンゾーパラジオキシシンの
 毒性への換算表（第三条関係）

種 類	異 性 体	係 数
一 ポリ塩 化ジベン ゾフラン	(略)	(略)
一・二・三・七・八―五塩化ジベンゾ フラン	一・二・三・七・八―五塩化ジベンゾ フラン	〇・〇三
二・三・四・七・八―五塩化ジベンゾ フラン	二・三・四・七・八―五塩化ジベンゾ フラン	〇・三
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
八塩化ジベンゾフラン	八塩化ジベンゾフラン	〇・〇〇〇 三
二 ポリ塩 化ジベン ゾーパラ ージオキ シン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

種 類	異 性 体	係 数
一 ポリ塩 化ジベン ゾフラン	(略)	(略)
一・二・三・七・八―五塩化ジベンゾ フラン	一・二・三・七・八―五塩化ジベンゾ フラン	〇・〇五
二・三・四・七・八―五塩化ジベンゾ フラン	二・三・四・七・八―五塩化ジベンゾ フラン	〇・五
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
八塩化ジベンゾフラン	八塩化ジベンゾフラン	〇・〇〇〇 一
二 ポリ塩 化ジベン ゾーパラ ージオキ シン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

様式第6（第8条関係）

（略）

別紙1

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF				0.03	
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF				0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF				0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF				0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD				1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD				1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	
	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)				0.0003	

コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 3', 4, 4' —TeCB (# 77)				0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (# 126)				0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (# 169)				0.03	
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (# 123)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (# 118)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (# 105)				0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (# 114)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (# 167)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (# 156)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (# 157)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (# 189)				0.00003	
Total コプラナーPCB		—	—	—	—	
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)、排出水の測定結果を記入する場合にあっては、単位を pg/L (毒性等量にあっては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/g (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙2 (略)

様式第6 (第8条関係)

(略)

別紙1

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整 理 番 号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
2, 3, 7, 8—TeCDF				0.1	

ポリ塩化ジベンゾフラン	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF				0.05	
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF				0.5	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF				0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF				0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0001	
	Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD				1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD				1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0001	
	Total PCDDs	—	—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB(#81)				0.0001	
	3, 3', 4, 4' —TeCB(#77)				0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB(#126)				0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB(#169)				0.01	
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB(#123)				0.0001	
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB(#118)				0.0001	
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB(#105)				0.0001	
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB(#114)				0.0005	
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB(#167)				0.00001	

	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)				0.0005	
	2, 3, 3', 4, 4', 5' -HxCB (#157)				0.0005	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' -HpCB (#189)				0.0001	
Total	コプラナーPCB	—	—	—	—	
Total	ダイオキシン類	—	—	—	—	

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)、排水の測定結果を記入する場合にあっては、単位を pg/L (毒性等量にあっては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/g (毒性等量にあっては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙2 (略)